令和5年度 運動器の機能向上訓練事業 業務委託までの流れ

地域包括支援センター(包括)

委託事業所へ

予約状況の確認・希望日程の調整、サービス担当者会議の調整 長寿福祉課へ

参加申込書、基本チェックリスト、介護予防サービス・支援計画書の提出

長寿福祉課



参加者に、決定通知書の送付委託事業所に、事業実施依頼書の送付

委託事業所



包括とサービス担当者会議を実施後、運動器の機能向上訓練開始 毎月、長寿福祉課と包括に、参加人数報告 (長寿福祉課には、「参加人数報告用紙」を実施翌月5日までに提出)

委託事業所



サービス終了後

包括へ

評価と結果を報告 (経過報告書・体力測定記録用紙)

長寿福祉課へ

評価と結果の報告

(経過報告書・体力測定記録用紙・個別サービス計画書を提出) その他、「委託業務完了届」、「請求書」を提出